

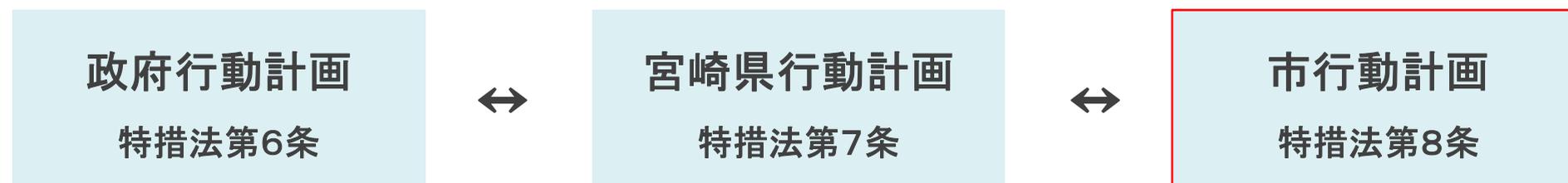
「日向市新型インフルエンザ等対策行動計画」

概要・改定のポイント

日向市 健康長寿部 健康増進課

背景・位置づけ

- ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条で計画の策定が義務付けられている
- ◆ 国・県の計画を踏まえて作成（新型コロナでの経験を受け、令和6年度に国・県が抜本的改定を行ったことから、市行動計画も同様に改定 ※6年ごとに改定予定）



趣旨

- ◆ 新型インフルエンザ等の発生に備え、対策の基本的方針や平時の準備、感染症発生時の措置の内容を示し、対策の強化を図る

目的

- ◆ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護する
- ◆ 市民生活と社会経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

日向市新型インフルエンザ等対策行動計画【改定のポイント】

項目	改定前	改定後	ポイント
策定/改定	平成26年12月策定 令和 3年12月改定	令和8年3月改定	—
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	「インフルエンザ特有の文言」を改め、汎用的な表現に。 未知のウイルスや、新型インフルエンザ以外の幅広い呼吸器感染症を想定した内容に変更。
フェーズ	<u>発生段階</u> ①未発生期 ②海外発生期 ③県内未発生期～県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期	<u>対策段階</u> ①準備期 ②初動期 ③対応期	流行の進展度合いだけでなく、病原性や感染症の変化などに応じた自治体が取べき行動に基づいた区分に整理。
平時の準備	未発生期の対応として記載	準備期の取り組みを充実	県と連携した訓練や研修の実施、DXの推進、感染症に関する偏見・差別及び偽・誤情報への啓発
対応期間	比較的短期の収束が前提	中長期的な対応が必要になることも想定	複数の感染拡大が生じることも想定し幅広く対応できるよう考え方を整理。
対策項目	①実施体制 ②情報収集と市民への情報提供 ③予防・まん延防止 ④予防接種 ⑤市民生活及び地域経済の安定の確保	①実施体制 ②情報提供・共有、 リスクコミュニケーション(新規) ③まん延防止 ④ ワクチン(新規) ⑤ 保健(新規) ⑥ 物資(新規) ⑦市民生活及び社会経済の安定の確保	項目を拡充し内容を精緻化

① 実施体制

- 実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から関係機関等と情報共有や実践的な訓練を進め、連携を強化する。
- 有事には平時の準備を基に的確な政策判断と迅速な実行で感染拡大を抑制する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた訓練の実施 対応体制の構築 関係機関との連携強化 など 	<ul style="list-style-type: none"> 市警戒本部の設置(感染状況に応じて市対策本部を設置) 政府方針の庁内共有 など 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置 県との情報共有体制の構築 長期間にわたる場合の柔軟な対応 など

市警戒本部 … 海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生が認められた場合に設置

市対策本部 … 緊急事態宣言がなされたときは、市は直ちに市対策本部を設置（感染状況等によっては、緊急事態宣言がなされる前であっても設置する）

- 感染症対策部
- 経済対策部
- 後方支援対策部



- ・ コロナ禍の対策本部会議において施策に係る所管部署の選定が難航したことから、部局横断的な編成とした3つの対策部を設置
- ・ 施策の内容や方針について、関連する対策部の部長・副部長を中心に協議し、対策本部会議に諮る
- ・ 決定事項は全庁的に運用

例) 経済対策部から「医療機関への経済支援を行う」という方針が出され、本部会議で実施が決定した場合、健康増進課が対応する。

② 情報提供・共有、**リスクコミュニケーション** **新規**

- 正確な情報を迅速に提供するとともに、双方向のコミュニケーションを行い市民や関係機関などとリスク情報を共有し、判断・行動ができるようにする。
- 偏見や差別は許されないことや偽・誤情報などについて適切に情報提供・共有する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 市民に感染対策や発生時の対応などを周知 ● 偏見・差別、偽・誤情報に関する啓発 ● 情報提供・共有の在り方の整理 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民等へ、科学的知見等に基づく感染防止対策などのわかりやすい情報の提供・共有 ● 偏見・差別、偽・誤情報への啓発、対応 ● 双方向のコミュニケーションの実施 など 	

③ まん延防止

- 感染拡大のスピードやピークを可能な限り抑制し、状況の変化に応じて、柔軟かつ機動的に対策を切り替え、市民生活及び市民の社会経済活動への影響の軽減を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 想定される対策等の周知、感染対策の啓発 ● 有事の対応について、市民等の協力を得るための理解促進 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県が実施する患者や濃厚接触者への対応の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民や事業者、学校などに対する要請等、まん延防止対策の検討・実施

④ ワクチン **新規**

- 接種により感染・発症・重症化を抑え、市民の健康と医療提供体制の安定を図る。
- 平時から接種方法の検討などの準備を進め、有事には供給量や医療従事者の実状を踏まえた柔軟な運用を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な資材の準備 ● 接種体制構築に向けた準備 ● 予防接種事務のデジタル化の整備 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の方針に基づいた接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● ワクチンの供給(割り当て) ● 接種に係る情報提供・共有 ● 迅速なワクチンの接種 など

⑤ 保健 **新規**

- 感染状況に応じた対策と住民への情報提供・リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解と協力を得る。
- 平時から保健所等と相互連携できる体制を構築する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 保健所主催の研修や訓練への参加・協力 ● 市民から相談を受ける体制やリスクコミュニケーションの在り方など検討 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県からの応援派遣要請の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県からの応援派遣要請や県が実施する健康観察・生活支援への協力

⑥ 物資 **新規**

- 感染症対策物資が不足する事態を防ぐため、平時から備蓄を推進し関係機関で十分に確保できる体制を整える。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な感染症対策物資等の備蓄及び備蓄状況の確認 		<ul style="list-style-type: none"> ● 物資及び資材が不足時したときの対応、関係機関との協力

⑦ 市民生活及び社会経済の安定の確保

- 平時から、事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働き掛ける。
- 有事には、市民生活及び社会経済活動への影響を緩和、または安定を確保するための取組を行う。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ● DXを活用した行政手続や支援金給付などの整備 ● 県と連携し要配慮者の把握 など 	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活関連物資等の購入に当たっての市民への呼びかけ ● 国の要請を受け遺体を安置する施設の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ● 心身への影響に関する施策 ● 生活支援、教育に関する支援の実施 ● 事業者に対する支援の実施 など